

## 「窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約」の一部改定のお知らせ

当社では、「窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約」を改定し、2021年8月1日(日)以降は新規定でのお取り扱いといたします。

株式会社埼玉りそな銀行

### ◆改定内容

- ・次の条項について以下のとおり改定します。

#### <名称>

改定前	改定後
窓口でキャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約	キャッシュカード認証により取引を行うお客さま向け特約

#### <内容>

改定前	改定後
<p>1. (本特約の適用範囲)</p> <p>(1) 本特約は当社本支店で無印鑑口座（取引印鑑の届出のない預金口座）の利用のない個人のお客さま（事業用に利用の口座を除く）が窓口でキャッシュカード認証により取引を行う場合に適用されるものとします。但し、「無印鑑口座利用のお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。</p> <p>(2) 本特約が適用される本支店（以下、「取扱店」といいます。）は当社所定の方法により公表いたします。</p>	<p>1. (本特約の適用範囲)</p> <p>(1) 本特約は当社本支店で無印鑑口座（取引印鑑の届出のない預金口座）の利用のない個人のお客さま（事業用に利用の口座を除く）がキャッシュカード認証により取引を行う場合に適用されるものとします。但し、「無印鑑口座利用のお客さま向け特約」が適用されるお客さまを除きます。</p> <p>(2) 本特約が適用される本支店（以下、「取扱店」といいます。）は当社所定の方法により公表いたします。</p>

